

議案第 5 2 号

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額を改正するため。

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	日 額	10,800	副市長
	ただし、選挙会事務にあつては 1 回につき 10,800		
投票所の投票管理者	日 額	12,800	副市長
期日前投票所の投票管理者	日 額	11,300	副市長
開票管理者	1 回の開票管理につき 10,800		副市長
投票所の投票立会人	日 額	10,900	副市長
	ただし、投票立会従事時間 7 時間未満のものにあつては 5,400		副市長
期日前投票所の投票立会人	日 額	9,600	副市長
	ただし、投票立会従事時間 7 時間未満のものにあつては 4,800		副市長
開票立会人	1 回の開票立会につき 8,900		副市長
選挙立会人	1 回の選挙会立会につき 8,900		副市長

を

」

「

選挙長	日 額	12, 200	副市長
	ただし、選挙会事務にあつては 1 回につき 12, 200		
投票所の投票管理者	日 額	14, 500	副市長
期日前投票所の投票管理者	日 額	12, 800	副市長
開票管理者	1 回の開票管理につき 12, 200		副市長

投票所の投票立会人	日額	12,400	副市長	に
	ただし、投票立会従事時間 7 時間未満のものにあつては 6,200		副市長	
期日前投票所の投票立会人	日額	10,900	副市長	」
	ただし、投票立会従事時間 7 時間未満のものにあつては 5,400		副市長	
開票立会人	1 回の開票立会につき 10,100		副市長	
選挙立会人	1 回の選挙会立会につき 10,100		副市長	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。